

瀬戸市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条の規定により提出します。

令和 7 年 2 月 12 日

瀬戸市議会議長 小 澤 勝 殿

提出者 瀬戸市議会議員

三木雪実

賛成者

〃

高島 淳

〃

馬嶋 みゆ

〃

中川 智也

〃

宮園 伸仁

〃

富田 宗一

〃

浅井 寿美

〃

長江 秀幸

7 年議員提出第 1 号議案

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会委員会条例（昭和 4 1 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管）	（常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管）
第 2 条 <省略>	第 2 条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 総務生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。	3 総務生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。
(1) 市長直轄組織 <u>防災安全課</u> の所管に属する事項	(1) 市長直轄組織 <u>危機管理課</u> の所管に属する事項
	(2) <u>市長直轄組織まちづくり協働課</u> の所管に属する事項
	(3) <u>市長直轄組織シティプロモーション課</u> の所管に属する事項
(2) <u>企画部</u> の所管に属する事項	(4) <u>経営戦略部</u> の所管に属する事項
(3) <u>総務部</u> の所管に属する事項	(5) <u>行政管理部</u> の所管に属する事項
(4) <省略>	(6) <省略>
(5) <省略>	(7) <省略>
(6) <省略>	(8) <省略>
(7) <省略>	(9) <省略>
(8) <省略>	(10) <省略>
(9) <省略>	(11) <省略>
(10) <省略>	(12) <省略>
(11) <省略>	(13) <省略>
4 <省略>	4 <省略>
5 都市活力委員会の所管事項は、次のとおりとする。	5 都市活力委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) <u>経済文化部</u> の所管する事項 (2)及び(3) <省略> 6 <省略>	(1) <u>地域振興部</u> の所管する事項 (2)及び(3) <省略> 6 <省略>
---	---

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、行政組織の改編及び事務分掌の整理のため、瀬戸市議会委員会条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。